

お知らせ

営業地区の拡大について

平成28年8月

この度、通常総代会(6月20日)決議、関東財務局認可(8月5日)を得て、業域取引先の営業地区が「東京都一円」から、「東京都及び埼玉県一円」に拡大されました。

これにより、埼玉県内所在の出版関連産業に携わる事業を営む事業所及びその事業所役員並びに従業員の皆様とお取引が可能となりました。

文化産業信用組合 定款変更新旧対照表

_____の箇所を改正いたします。

現 行		改 正 後													
<table border="1"><thead><tr><th>組合員資格</th><th>当組合の地区</th></tr></thead><tbody><tr><td>小規模の出版業、印刷業、製本業、製版業、出版物小売業、取次業、紙業及びこれに類する小規模の事業者並びにその法人の役員及び勤労者</td><td>都内一円</td></tr><tr><td>上記以外の小規模の一般の事業者並びにその法人の役員 右記に勤務先がある勤労者、住所又は居所を有する個人</td><td>千代田区、新宿区、中央区、文京区、板橋区、港区</td></tr></tbody></table>	組合員資格	当組合の地区	小規模の出版業、印刷業、製本業、製版業、出版物小売業、取次業、紙業及びこれに類する小規模の事業者並びにその法人の役員及び勤労者	都内一円	上記以外の小規模の一般の事業者並びにその法人の役員 右記に勤務先がある勤労者、住所又は居所を有する個人	千代田区、新宿区、中央区、文京区、板橋区、港区		<table border="1"><thead><tr><th>組合員資格</th><th>当組合の地区</th></tr></thead><tbody><tr><td>小規模の出版業、印刷業、製本業、製版業、出版物小売業、取次業、紙業及びこれに類する小規模の事業者並びにその法人の役員及び勤労者</td><td>東京都及び埼玉県一円</td></tr><tr><td>上記以外の小規模の一般の事業者並びにその法人の役員 右記に勤務先がある勤労者、住所又は居所を有する個人</td><td>千代田区、新宿区、中央区、文京区、板橋区、港区</td></tr></tbody></table>	組合員資格	当組合の地区	小規模の出版業、印刷業、製本業、製版業、出版物小売業、取次業、紙業及びこれに類する小規模の事業者並びにその法人の役員及び勤労者	東京都及び埼玉県一円	上記以外の小規模の一般の事業者並びにその法人の役員 右記に勤務先がある勤労者、住所又は居所を有する個人	千代田区、新宿区、中央区、文京区、板橋区、港区	
組合員資格	当組合の地区														
小規模の出版業、印刷業、製本業、製版業、出版物小売業、取次業、紙業及びこれに類する小規模の事業者並びにその法人の役員及び勤労者	都内一円														
上記以外の小規模の一般の事業者並びにその法人の役員 右記に勤務先がある勤労者、住所又は居所を有する個人	千代田区、新宿区、中央区、文京区、板橋区、港区														
組合員資格	当組合の地区														
小規模の出版業、印刷業、製本業、製版業、出版物小売業、取次業、紙業及びこれに類する小規模の事業者並びにその法人の役員及び勤労者	東京都及び埼玉県一円														
上記以外の小規模の一般の事業者並びにその法人の役員 右記に勤務先がある勤労者、住所又は居所を有する個人	千代田区、新宿区、中央区、文京区、板橋区、港区														